

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度のご案内

令和7年5月改訂版

○児童扶養手当 〈市 こども政策局 こども家庭支援課〉

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18才に達する日以降の最初の3月31日までのあいだにある児童、または20才未満で一定の障がい状態にある児童）を養育するひとり親家庭に支給されます。

母又は父、扶養義務者の所得によって手当額が決まりますが制限額を超える場合は支給できません。

☆児童扶養手当の月額

区分	手当月額	
	全部支給	一部支給
児童1人	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人以降（1人につき）加算額	11,030円	11,020円～5,520円

*申請の翌月から支給されますので早めに手続きしてください。

*所得に応じて全部支給と一部支給があります。一部支給は所得に応じて、10円きざみの額となります。

（各手続き受付窓口⇒こども家庭支援課 又は 各総合センター 市民福祉課・市民サポート課）

○福祉医療制度 〈市 市民環境部 市民生活課〉

18才未満または高等学校第3学年までの児童を養育しているひとり親家庭の方と、その児童の医療費助成をおこなっています。1ヶ月・1医療機関ごとの自己負担額は医療費の一割ですが、下表を上限とします。

ただし、前年分所得税が非課税の世帯のみを助成対象としています。

『1ヶ月・1医療機関ごとの自己負担額の上限額表』

区分	自己負担限度額		
	入院	入院外	薬局等
一般の方	20,000円	6,000円	自己負担なし
市町村民税非課税世帯に属する方	2,000円	1,000円	
20才未満の障がい児（者）	2,000円	1,000円	

（お問い合わせ先・各手続き受付窓口⇒市民生活課 又は 各総合センター 市民福祉課・市民サポート課）

○就学援助制度 〈市 教育委員会 在学している小・中学校〉

小・中学校に通う子どもの保護者に対し、学校にかかる費用（給食費など）を一部援助する制度で、経済的な援助を必要とする世帯（例 市民税非課税世帯、児童扶養手当受給者 等）が対象となります。

（お問い合わせ先・各手続き受付窓口 ⇒ 児童生徒支援課 又は 在学している小・中学校）

○奨学金制度 〈在学している高等学校〉

経済的理由により就学困難な人に高等学校や大学・専門学校の奨学金が貸与されます。

○母子父子寡婦福祉資金の貸付〈島根県青少年家庭課・市 こども政策局 こども家庭支援課〉

経済的な自立や児童の修学で資金が必要となった時に、貸付を受けられる場合があります。

○母子父子自立支援プログラム策定事業 〈市 こども政策局 こども家庭支援課〉

児童扶養手当受給者等に対して、公共職業安定所との連携を密にしつつ、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。

○島根県ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度 <島根県 委託先:島根県社会福祉協議会>

現在お住まいの住居の家賃相当額を貸し付けるものです。貸付から1年以内に就職され、更に1年以上就業を継続する等、条件を満たした場合、貸付額の返済が全額免除されます。

※雲南市で「母子父子自立支援プログラム」を策定した方が対象になります。

まずは雲南市 こども家庭支援課にご相談ください。

○母子家庭等自立支援給付金事業 <市 こども政策局 こども家庭支援課>

母子家庭のお母さん、または父子家庭のお父さんが自立に向けて教育訓練を受講したり、養成機関で修業したりする場合の費用等を給付する制度です。**事前相談が必要です。**※雲南市で「母子父子自立支援プログラム」を策定した方が対象。

★自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際、受講料の一部を助成します。

受講開始後の申請はできません。

★高等職業訓練促進給付金等事業

看護師・保育士などの専門的な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する際に、生活の負担を軽減するため一定期間給付金を支給します。**修了（卒業）後の申請はできません。**

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 <島根県 委託先:島根県社会福祉協議会>

高等職業訓練促進給付金を受給して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸付けるものです。所定の要件を満たした場合、返還が免除されます。

○養育費確保支援事業 <島根県 委託先:島根県母子寡婦福祉連合会 TEL 0852-32-5920>

★無料法律相談

島根県弁護士会の弁護士が無料で相談に応じます。対象は、母子家庭・父子家庭・寡婦の方。未婚の父母の方や、離婚前の父母の方もご相談いただくことができます。

県東部では、ビックハート出雲にて開催されます。開催日は、7/10. 8/6. 9/11. 10/9. 11/13. 12/11 です。

事前の予約が必要です。相談日の前日までに島根県母子寡婦福祉連合会にお電話ください。

★公正証書等作成支援

令和7年4月1日以降、養育費の取り決めにかかる公正証書等を作成した場合に、作成にかかった費用を補助します。

補助額は上限3万円（同一の債務名義について1回限り）

対象経費は公証人手数料、戸籍謄本等の書類取得費用、収入印紙代、連絡用郵便切手など

問い合わせ先は、島根県母子寡婦福祉連合会です。

○日常生活支援事業 <島根県 委託先:島根県母子寡婦福祉連合会>

一時的に生活支援や保育などのサービスが必要な世帯に、家庭生活支援員を派遣します。**利用料は無料です。**

○母子生活支援施設 <市 こども政策局 こども家庭支援課> ※母子家庭のみ

生活上のさまざまな問題のため、児童（18才未満）の養育が十分にできない場合に、児童と一緒に入所利用できる場合があります。

雲南市役所 こども政策局 こども家庭支援課

母子・父子自立支援員 錦織 TEL 0854-40-1067

お気軽にお問い合わせください。

※来所相談の場合には、待ち時間を少なくするために

事前の電話予約をお勧めします。

